

● 坂戸・鶴ヶ島消防組合公共工事前金払事務取扱要領

平成13年2月1日 管理者決裁

平成31年3月11日 管理者決裁

令和8年2月9日 管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸・鶴ヶ島消防組合会計規則（昭和52年坂戸・鶴ヶ島消防組合規則第5号）第2条の規定により坂戸市会計規則（昭和46年坂戸町規則第19号）第54条第2項の例に基づく坂戸・鶴ヶ島消防組合の発注する土木建築に関する工事に要する前金払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の範囲)

第2条 前金払の範囲は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び同法施行規則（昭和22年省令第29号）附則第3条に規定する範囲とし、次の各号に定めるものとする。

(1) 1件の設計金額が200万円を超える土木建築工事

(2) 1件の請負代金額が100万円以上の土木建築工事に関する設計、調査、測量業務

2 前金払の割合は、次の各号に定めるものとし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 前項第1号に掲げるもの 10分の4以内

(2) 前項第2号に掲げるもの 10分の3以内

(前金払の請求・支払手続き)

第3条 前金払を受けようとする者は、契約締結後、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証証書を添えて管理者に請求するものとする。

2 前項の請求は、契約締結後、当該工事の履行が完了するまでの間、いつでもすることができる。

3 管理者は、正当な前金払の請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前払金は、第1項の保証証書に記載された前払金預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(変更契約の場合の措置)

第4条 前金払をした工事について、請負代金額（業務委託契約にあつては委託金額）の変更が生じた場合は、坂戸・鶴ヶ島消防組合建設工事請負契約約款（業務委託契約にあつては坂戸・鶴ヶ島消防組合設計業務委託標準契約約款及び坂戸・鶴ヶ島消防組合業務委託標準契約約款（一般））の規定により処理するものとする。

(継続費等の場合の措置)

第5条 継続費に係る工事の前金払については、坂戸・鶴ヶ島消防組合建設工事請負契約約款の規定により処理するものとする。

(定めのない事項)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成13年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告又は指名通知を行ったもの若しくは既に建設工事請負契約を締結しているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告又は指名通知を行ったもの若しくは既に契約を締結しているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。